

# す 広報 おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

3 月号

2022(令和4)年  
No.210

早春を彩る河津桜 (小積)

優先的に取り組むべき施策や多様化する行政課題に対応し、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、組織・機構（総務部、産業建設部、環境生活部）を令和4年4月1日から次のとおり変更します。

## 産業建設環境部／久賀庁舎（大字久賀 5134 番地）

### ■農林課、建設課、水産課を統合再編し、「農林水産課」、「施設整備課」の2課とします。

農林振興部門と水産振興部門を統合し、農林水産課とします。

土地改良部門、土木建設部門及び漁港整備部門を統合し、施設整備課とします。

### ■商工観光課を久賀庁舎1階から2階に移転します。

### ■生活衛生課を産業建設部に編入し、部の名称を「産業建設環境部」に改称します。

生活衛生課を久賀東庁舎から久賀庁舎1階に移転します。

課名	班名	主な業務内容	TEL	FAX	設置階
商工観光課	商工観光班	変更なし	79-1003	79-1021	2階
	体験交流推進班				
	公共施設管理班				
農林水産課	農林水産振興班	農林畜産業の振興に関すること、水産業の振興に関すること、ほか	79-1002	79-1021	2階
	有害鳥獣対策班	変更なし			
施設整備課	土木建設班	道路および橋梁の新設、改良に関すること、河川の改修及び維持管理に関すること、農地・農道整備事業に関すること、ほか	79-1005	79-1021	2階
	漁港整備班	漁港・海岸整備及び維持管理に関すること、ほか			
生活衛生課	生活衛生班	変更なし	79-1012	79-1022	1階
	公営住宅班		79-1010		

## 上下水道部／久賀東庁舎（大字久賀 4799 番地 1）

### ■部の名称を環境生活部から「上下水道部」に改称します。

地方公営企業である水道事業および下水道事業のみの組織とします。水道課を1階に移転します。

課名	班名	主な業務内容	TEL	FAX	設置階
下水道課	下水道班	変更なし	79-1014	79-1013	2階
水道課	水道班	変更なし	79-1011	79-1013	1階
	管理班				

4月1日から  
東和総合支所・橋総合支所の  
宿日直業務が廃止になります

行財政改革の一環として、4月1日から東和総合支所および橋総合支所の宿日直業務が廃止になります。

閉庁時\*の婚姻・死亡などの各種届出、ご用件やお問い合わせなどは久賀総合支所または大島総合支所へお願いします。

#### ※閉庁時

土日祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、平日午後5時15分～翌日午前8時30分

#### ■引き続き宿日直業務を実施する総合支所

・久賀総合支所

☎0820(79) 1000

・大島総合支所

☎0820(74) 1001

※東和総合支所および橋総合支所への閉庁時の電話は、久賀総合支所へ転送されます。

※大雨警報発令等の災害緊急時の場合は、東和総合支所および橋総合支所へ職員が出務します。

#### ■問い合わせ

・東和総合支所

☎0820(78) 1110

・橋総合支所

☎0820(77) 5500

# 役場の組織・機構が変わります

総務部／大島庁舎（大字小松 126 番地 2）

■政策企画課に「DX推進班」を新設します。

※DX = デジタルトランスフォーメーション

（デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること）

■財政課と契約監理課を統合し、「財務課」とします。

■「空家定住対策課」を新設し、同課に「空家定住対策班」を設置します。

現在の政策企画課定住対策班を編入します。

課名	班名	主な業務内容	TEL	FAX	設置階
政策企画課	<b>DX推進班</b>	デジタル・ガバメント（デジタル技術を活用した行政サービスの見直しや改革等）に関すること、業務改善に係る企画・調整及び推進に関すること、ICTマネジメントに関すること、ほか	74-1007	74-1015	1階
	地域振興班	変更なし			
	広報情報統計班				
総務課	人事行政班	空家・空地対策に関する事務を空家定住対策課に移管。その他変更なし	74-1000	74-1016	2階
	消防防災班	変更なし			
	戸籍住基班				74-1010
財務課	財政班	変更なし	74-1006	74-1016	2階
	契約監理班		74-1009		
税務課	課税第1班	変更なし	74-1008	74-1015	1階
	課税第2班				
	徴収対策班				
空家定住対策課	<b>空家定住対策班</b>	定住促進に関すること、空家・空地対策に関すること、空家活用に関すること、地域おこし協力隊・集落支援員に関すること、ほか	<b>74-1033</b>	<b>74-1015</b>	<b>1階</b>

※新設・変更箇所は太字

問い合わせ 総務課 人事行政班 ☎ 0820 (74) 1000

## 人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

### 【常設人権相談所】

法務局では毎日（休日を除く）人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局

（岩国市錦見一丁目16-35）

☎ 0827 (43) 1125

〈平日 午前8時30分～午後5時15分〉

### 【特設人権相談所】

町内で毎月1回1会場（午前9時30分～正午）にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開設されています。

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

### ■令和4年度計画

・久賀総合センター

4月7日(木)、8月5日(金)、12月2日(金)

・大島庁舎

5月10日(火)、9月2日(金)、1月6日(金)

・橘総合センター

6月3日(金)、10月7日(金)、2月3日(金)

・東和総合センター

7月1日(金)、11月11日(金)、3月3日(金)

### ■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



4月1日から

## 町税などがスマホ決済で納付できるようになります



町では、新しい生活様式に対応するとともに、行政サービスの向上を目的に、4月から、曜日や時間を気にせず、いつでも気軽に町税などの納付ができる、スマートフォン決済を開始します。

これまで皆さんがご利用されていた金融機関、役場窓口、コンビニエンスストアに加えて、スマートフォンでの納付が可能となります。

### 利用できるアプリ

PayPay、PayB（ゆうちょPay含む）

### スマートフォン決済できる税金や各種料金

- ・個人町県民税（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・保育料
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・町営住宅使用料等
- ・水道料金、下水道使用料

### 利用方法

#### ■納付に必要なもの

- ・コンビニ納付用バーコードが印刷された納付書（使用期限内で金額の訂正がないもの）
- ・スマートフォンまたはタブレット端末

#### ■利用方法

- (1)スマートフォンまたはタブレット端末に専用アプリをダウンロード。
- (2)アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ納付用バーコードを読み取る。
- (3)納付内容を確認し、決済を行う。

※詳しい利用方法は、各アプリの公式サイトをご確認ください。

### — ご注意ください —

- ・納期限を過ぎて納付された場合は、後日督促手数料や延滞金が請求される場合があります。
- ・納付書に記載されている「期別」と「納期限」をご確認のうえ、期別を間違えないよう納付してください。
- ・「全額前納用納付書」と「期別用納付書」を両方使用されないよう、十分ご注意ください。
- ・領収証は発行されません。必要な場合は役場窓口、金融機関、コンビニエンスストアの窓口でお支払いください。
- ・納期限を過ぎた納付書や、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、金額を訂正したもの、バーコードの印字のない納付書は使用できません。
- ・アプリのダウンロードや振替手数料は無料ですが、通信に係る費用は納付者のご負担となります。



paypay



payB

### 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）について

軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書は発行されませんので、必要な場合は、役場窓口で改めて納税証明書（継続検査用）の交付請求をしてください。

### 口座振替をご利用ください

町税等は、今までどおり金融機関から口座振替により納付することもできます。役場や金融機関、コンビニへ出かける手間もはぶけ、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく大変便利です。ぜひ口座振替もご利用ください。

### 問い合わせ

・個人町県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税（普通徴収）	▶ 税務課 徴収対策班	☎ 0820（74）1031
・後期高齢者医療保険料（普通徴収）	▶ 健康増進課 医療保険班	☎ 0820（73）5502
・介護保険料（普通徴収）	▶ 介護保険課 介護保険班	☎ 0820（73）5503
・保育料	▶ 福祉課 民生福祉班	☎ 0820（77）5505
・町営住宅使用料等	▶ 生活衛生課 公営住宅班	☎ 0820（79）1010
・水道料金、下水道使用料	▶ 水道課 管理班	☎ 0820（79）1011

# マイナンバーカードの申請はお済みですか？

## マイナンバー（個人番号）カードの申請をお手伝いします

周防大島町に住民登録があり、マイナンバーカードの発行を希望される方を対象に、申請に必要な写真をタブレット端末で撮影し、オンライン申請のお手伝いをしています。

写真撮影は無料で、端末操作も職員が行いますので、申請方法が不明な方などお気軽にご利用ください。

### ■申請場所

大島総合支所、久賀総合支所、東和総合支所、橘総合支所

### ■受付日時

平日の午前8時30分～午後5時

### お持ちいただく本人確認書類

#### 1点でよいもの（顔写真付）

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カード等

#### 2点必要なもの

健康保険証、介護保険証、各種年金証書、福祉医療費受給者証、学生証、社員証等

### ■注意事項

(1) 写真撮影が必須なため、代理人申請はできません。

(2) 申請後、マイナンバーカードの交付まで約1カ月程度かかります。交付の準備ができたい交付通知書を送付しますので、総合支所にカードを受け取りに来ていただく必要があります。

(3) 撮影した写真をお渡しすることはできません。

(4) タブレット端末で撮影する写真は、写真店等で撮影する写真よりも画質が劣りますので、あらかじめご了承ください。

(5) 15歳未満の方は、法定代理人（親権者）と一緒に来庁してください。

### ■問い合わせ

- ・大島総合支所 ☎ 74 - 1 0 0 1
- ・久賀総合支所 ☎ 79 - 1 0 0 0
- ・東和総合支所 ☎ 78 - 1 1 1 0
- ・橘総合支所 ☎ 77 - 5 5 0 0

## マイナンバーカード時間外交付のご案内（事前予約制）

マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた方で、開庁時間内に窓口へお越しいただけない方に、時間外の受取窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。

### ■交付日時（上半期）

毎月第2日曜日 午前9時～正午	4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月14日、 9月11日
毎月第3水曜日 午後5時30分～6時45分	4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、 9月21日

### ■交付場所 大島庁舎 大島総合支所窓口

### ■お持ちいただくもの

交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、本人確認書類

### ■予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※受取希望日の3開庁日前までに予約をお願いします。

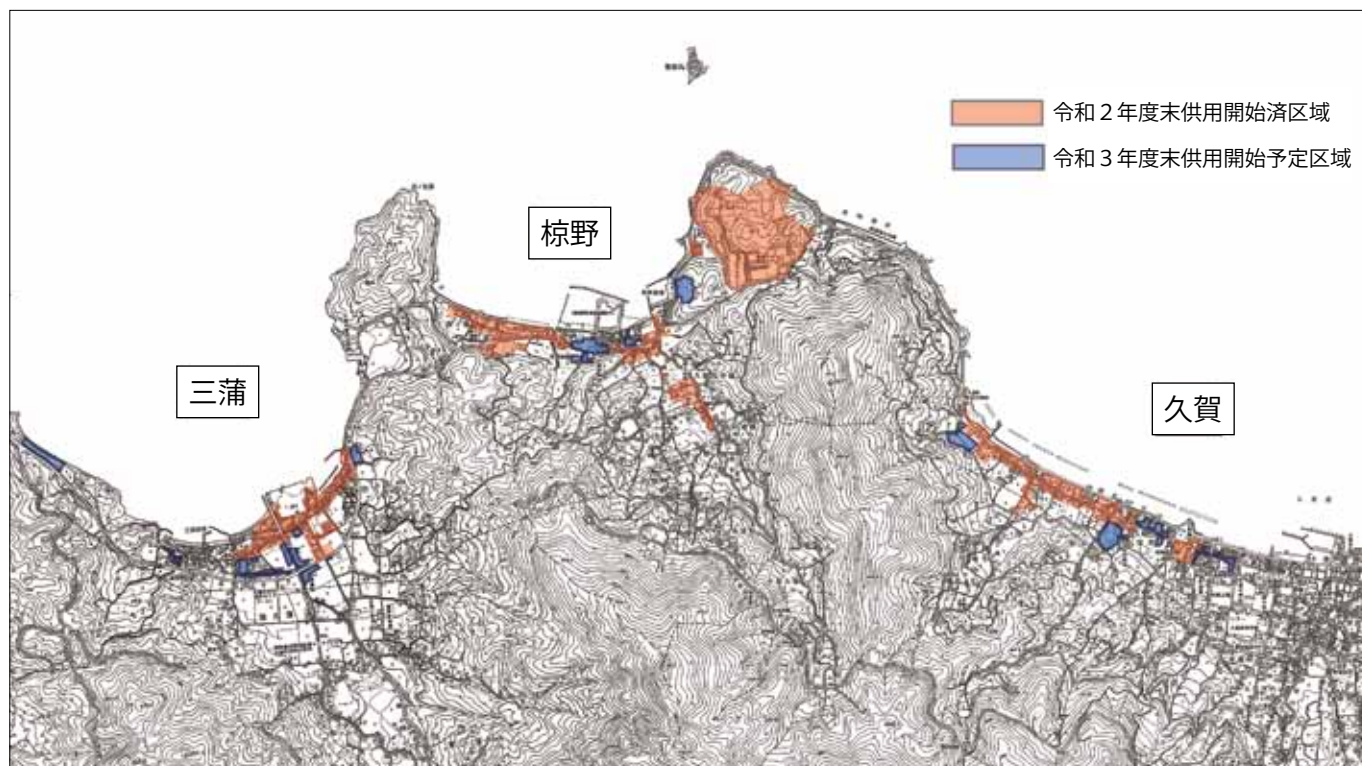
### ■予約連絡先 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820 (74) 1010



# 公共下水道が一部供用開始されます

久賀・大島地区

久賀・大島地区公共下水道の一部区域（久賀・棕野・三蒲）が3月末に供用開始される予定です。使用できる予定区域は、図のとおりです。詳細な場所はお問い合わせください。



## ◆下水道を使用するための排水設備工事（排水接続工事）にかかる手続きの流れ

### 1. 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームページ（くらしの情報→生活環境→下水道供用開始後の必要な手続き等について）に掲載していますが、不明な場合はお問い合わせください。

町内外で80業者が登録されていますが、2社以上から見積もりを徴収することをお勧めします。

### 2. 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打合せを行い、指定工事店と契約してください。指定工事店が書類を作成し、町に提出します。（申請者の押印が必要）

※供用開始日以後にご提出ください。



▲手続きのページへ

### 3. 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

### 4. 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。（申請者の押印が必要）

工事完了後、町に完了届を提出します。（申請者の押印が必要）

### 5. 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施します。完了検査後、町から検査済証を交付します。

### 6. 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。

## ◆汲み取りは従来どおり行われます

「下水道が整備された地区は汲み取りに来なくなるの？」との問い合わせがありますが、そのようなことはありません。従来どおり汲み取りは行われます。

問い合わせ 下水道課 ☎ 0820 (79) 1014



## 高額医療・高額介護合算療養費制度について

～申請はお済みですか？～

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。令和2年8月1日から令和3年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしていますので、早めに申請をしてください。

なお、次の(1)、(2)に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認できないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

- (1) 令和2年8月から令和3年7月の間に住所を変更された方（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方）
  - (2) 他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方
- これらに該当する方は、支

給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医療保険の窓口で自己負担額証明書を入手のうえ申請してください。ただし、申請しても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

### ■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します）

### ■申請先

令和3年7月31日時点で加入していた医療保険

## 後期高齢者医療保険料の年金天引き4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- (1) 本年2月に年金から天引きされた方
- (2) 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※(1)(2)に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができません。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合があります）

## 重度の障害のある方へ

### 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが支給できます。

#### 特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に著しく重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

#### 障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時介護が必要な満20歳未満の在宅障害児

で、次のいずれかに該当する子ども

- (1) 重度の障害が一つ以上ある
- (2) 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

#### 特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
    - (1) 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※<sup>2</sup>
    - (2) 療育手帳の障害の程度がA
  - 2級に該当する子ども
    - (1) 身体障害者手帳3級または4級の一部※<sup>3</sup>
    - (2) 療育手帳の障害の程度がB
- ※<sup>1</sup>身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

※<sup>2</sup> 下肢障害において、両足首から欠くもの

※<sup>3</sup> 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

#### 【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,300円
障害児福祉手当	14,850円
特別児童扶養手当	1級 52,400円
	2級 34,900円

◎ 手当には支給制限があります

- ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・ 社会福祉施設に入所しているとき
- ・ 3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定には審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

#### ■ 問い合わせ

福祉課 民生福祉班  
☎ 0820 (77) 5505

## 周防大島町農業委員会からのお知らせ

☎ 周防大島町農業委員会（農林課内）  
☎ 0820 (79) 1002

### 農地の賃借料情報を提供します

令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借（46筆のうち特殊な取引を除く）における賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりとなっています。

#### 周防大島町農地賃借料情報（年額）

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稻）の部	基盤整備地域	12,300円	15,400円	9,900円	3筆
	未整備地域	3,800円	6,300円	1,900円	14筆
畑（普通畑）の部		5,000円	5,000円	5,000円	1筆
畑（樹園地）の部		6,300円	10,700円	3,700円	16筆

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kgあたり11,628円に換算しています。

※賃借料を物納支給（みかん）としている場合は、1kgあたり211円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」（令和3年実績250筆）があります。



# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯（家計急変世帯）に対し1世帯あたり10万円を支給します。支給には次のとおり手続きが必要です。

☎福祉課 生活支援班 ☎0820 (77) 5505

## 対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

### 住民税均等割非課税世帯

令和3年12月10日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

### 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、同一世帯に属する方全員が「住民税非課税世帯相当<sup>\*</sup>」にあると認められる世帯

※住民税非課税世帯相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

（例）単身世帯の場合、93万円以下。3人世帯の場合、168.4万円未満（※この例は目安です）

## 申請手続き等

### 町から届いた確認書の提出（返送）が必要です

令和3年12月10日時点で周防大島町に住民票がある対象世帯には、すでに町から「確認書」を発送していますので、記載内容に誤りがないかご確認いただき、同封の返信用封筒にて郵送するか、福祉課または各総合支所・出張所へ5月31日（火）までに提出してください。（期限を過ぎると支給できません）

※税の申告をしていない方、令和3年1月2日以降に世帯員の中に転入した方いる場合や課税されている方と死別等した場合は、申請が必要です。

### 申請が必要です

福祉課および各総合支所に備え付けています申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に福祉課または各総合支所へご提出ください。

■申請期間 9月30日（金）まで

## ご注意ください！

- 住民税が課税されている方に扶養されている方だけの世帯であるにもかかわらず支給した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少であるにもかかわらず支給した場合には、詐欺罪（不正受給）に問われます。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

# 周防大島町で農業を始めませんか？ 令和4年度受講生募集！

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島町で農業を営むこと、援農作業を希望する方を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

■対象者（次のいずれかに該当する方）  
・将来周防大島町で農業を営むことを希望する方  
・援農作業を希望する方

■応募期限  
4月15日（金）（※先着順）

■申し込み・問い合わせ  
周防大島担い手支援センター

☎0820（79）1007



▲みかんいきいき営農塾（みかん植え付け講座）

## 周防大島みかんいきいき営農塾

■募集人数 38人

■参加費 8000円

■受講期間

・5月～令和5年4月

・毎月1回、第1火曜日予定

■会場 大島かんきつ振興センター他

■研修内容

みかん栽培、農薬の使い方、生産から流通の仕組み等

## JA生き活き帰農塾

■募集人数 20人

■参加費 8000円

■受講期間

・5月～令和5年4月

・毎月1回、第3水曜日予定（6、7、9、11月は月2回予定）

■会場 JA山口県久賀支所他

■研修内容

農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎、農薬散布方法、農機具の扱い方等

# 水道メーターの定期交換を実施します

水道メーターは、計量法によって使用有効期間が8年と定められています。町では、有効期間を迎える水道メーター等の定期交換を無料で行います。（全てのメーターを交換する訳ではありません）

交換作業中は断水することがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■交換作業実施業者

町が委託した「町指定給水装置工事事業者」

■交換作業実施期間

4月1日（金）～8月31日（水）

## △ご注意ください

※定期交換により代金を請求することとは絶対ありません。

※委託業者は、町が発行した「証明書」を携帯しています。

■メーター交換時のお願い

(1)水道メーター交換のため、敷地内に入らせていただきます。

(2)ご不在でも、屋外にある水道メーターを交換させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

(3)犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。

(4)メーターボックスの上や周りには物を置かないでください。

(5)メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしておいてください。

(6)水道メーター交換作業は、細心の注意を払って行いますが、まれに空気が入ることや濁り水が発生する場合があります。交換作業後は、水を使用する前に浄水器や混合水栓などが付いていない蛇口を開けて、水道管内の空気や水を少し流してからご使用ください。



■メーター検針についてのおお願い

東和・橘地区は奇数月、久賀・大島地区は偶数月の上旬に、検針員によるメーター検針を行っています。円滑な検針作業を行うため、前記(3)～(5)にご配慮をお願いします。

■問い合わせ

水道課管理班

☎0820（79）1011



# 狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主には、犬の登録（生涯1回）と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。

## 【狂犬病予防接種】

■対象 生後91日以上の犬

■日時・場所

下表のとおり（どの会場でも受けることができます）

■料金（1頭あたり）

・登録済の犬 3,050円

（予防注射代2,500円／注射済票550円）

・未登録の犬 6,050円

（上記料金および登録料3,000円）

◆注意事項

☞料金および飼い主の方へお届けする通知書をご持参ください。（通知書内の太枠で囲っている問診欄を必ずご記入ください）

☞犬が暴れて注射ができない場合がありますので、その犬に慣れた方が連れて来てください。

☞料金はつり銭のないようご準備ください。

## 【犬の登録】

■飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

■新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。



4月14日(木)	8:55~ 9:05	家房停留所
	9:10~ 9:20	出井停留所
	9:25~ 9:30	津海木消防機庫
	9:35~ 9:45	沖浦出張所
	9:50~ 9:55	横見集荷場前
	10:00~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	大島集荷場(小松)
	11:00~11:10	志駄岸神社駐車場
	11:15~11:25	小松港
	11:40~11:43	奥畑停留所
	11:45~11:48	檜原停留所
	11:55~12:00	旧神領停留所
	12:05~12:10	旧屋代小学校入口
12:15~12:35	大島庁舎前公園	

4月15日(金)	9:05~ 9:15	三蒲寺家橋
	9:20~ 9:40	蒲野出張所
	9:45~ 9:50	西の郷浜老人憩いの家
	9:55~10:05	棕野出張所
	10:15~11:00	農業者健康管理センター(久賀)
	12:00~12:15	樽見渡船待合所
	12:30~12:35	江ノ浦渡船待合所

4月18日(月)	8:50~ 8:55	秋集荷場跡地
	9:00~ 9:05	吉浦集荷場前
	9:10~ 9:25	庄集荷場前
	9:30~ 9:35	三ツ松区民会館
	9:40~10:00	橘庁舎
	10:05~10:15	原区民会館
	10:20~10:30	安高米穀店横
	10:35~10:40	鹿家集荷場前
	10:45~11:00	油良集荷場前
	11:10~11:15	長浜集荷場跡地
	11:20~11:30	しらとり苑横
	11:35~11:45	日前郷集荷場跡地
11:50~12:00	日良居庁舎	

4月19日(火)	8:50~ 8:55	馬ヶ原集荷場跡地
	9:05~ 9:10	油宇集会施設
	9:15~ 9:25	油田出張所
	9:30~ 9:35	小伊保田集荷場跡地
	9:45~ 9:55	和田出張所
	10:00~10:05	内入集荷場跡地
	10:10~10:15	小泊集荷場跡地
	10:20~10:25	旧和佐公民館前※
	10:35~10:55	東和総合センター
	11:10~11:15	佐連会館
	11:25~11:30	伊崎集荷場前
	11:35~11:45	白木出張所
	11:50~12:00	船越集荷場跡地
	12:05~12:15	西方選果場跡地

## ■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班 ☎0820(79)1012

※新公民館ではありませんのでご注意ください。



しゅちよる？ やつちよる？ 健康づくり！

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に！

No. 108

健康増進課 健康づくり班 ☎ 73・5504

### 受診控えにご用心

1、2、3月は「行く、逃げる、去る」ともいわれ、慌ただしく新年度や新学期、新生活の準備をしている方もいるのではないのでしょうか。

何かと忙しい日々の中で、ついつい後回しになりがちなのが健康チェック。コロナ禍での受診控えが、時に重大な病気の発見を遅らせることもあります。その1つが「がん」。がんは日本人の死因の第1位であり、死亡数は年々増加しています。今や2人に1人ががんにかかる時代。感染症対策と同様にがん予防に努め、早すぎる死やがんで苦しむ人々が1人でも減ることを願っています。

### 健康な人ほど受けて！

内閣府が平成28年に行ったがん対策に関する世論調査によると、がん検診を受けない理由の上位は「時間が無い(30・6%)」、「健康に自信がある(29・2%)」、「心配な時は受診する(23・7%)」でした。

しかし、がん検診で重要なのは「特

に症状がない健康な方が受けること」

であり、病気の症状がない人の症状が出る前の早期がんを発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を防ぐことです。また、がん患者の約3割は40〜64歳の現役世代のため、忙しくて時間がない人にもぜひ受けて欲しい検診です。

### お得ながん検診！

町のがん検診を実費で受けると8〜10倍の費用がかかるのをご存じですか？また、令和4年度からは、胃、大腸、肺、子宮、乳房の5種類のがん検診を町内10会場で同日受けられるように調整しています。お財布にも時間にもお得ながん検診をぜひご利用ください。詳細は4月以降順次ご案内します。※結核・肺がん検診の会場が一部集約されます。皆さまのご理解とご協力を願います。

### 【ちよび塩クイズ】

塩の摂り過ぎが影響するがんは何がんでしょう。(答えは15ページに掲載)

## 周防大島の文化財 ④7

### 志駄岸神社の灯籠

志駄岸神社は小松宮ノ下に位置する神社である。奈良時代の宝龜3年(772年)に大分県宇佐神宮より勧請され、当初は屋代の徳神にあつたが、後に洪水に遭って流失した。この大洪水で小松と笠佐島間の海に浅瀬が形成されたが、夜になると浅瀬の上に光が現れるようになった。そこで網を入れてみるとシダの葉に乗った御神体が引き上げられたので、神社を現在の地に遷すとともに志駄岸八幡宮と呼ぶようになったと伝わる。

現在、境内には参道入口の常夜灯籠をはじめとして65基の石灯籠が立ち並んでいる。その多くは明治時代以降に奉獻されたものであるが、3対の石灯籠は江戸時代に奉獻されており、天明6年(1786年)や文久3年(1863年)といった年号が灯籠に刻んである。江戸時代の世の平穏を願う人々の思いが今日に伝わるものである。その中でもとりわけ目を引くのが、参道入口に位置する大灯籠である。この灯籠は高さ5メートルに達する大きなもので、江戸時代後期の天保11年(1840年)・弘化3年(1847年)に築造されている。当時の大島では、塩に加えて木綿の生産が盛んで、廻船

周防大島町文化財保護審議会委員

中野 行真

によって各地に販売されていた。そのため、この灯籠の施主として、台石に戸田から掠野にかけての氏子・商工業者に加えて、西は現在の福岡県や大分県の白杵、東は広島県の鞆(現在の福山市)や岡山県の玉島(現在の倉敷市)・笠岡・大阪など広範な地域の木綿・塩業・運送業者の名が刻銘されている。また、その中の幾人か、たとえば大阪の佐渡屋伊兵衛・袴屋弥兵衛・廣屋佐兵衛などの名前は開作の塩竈神社の玉垣の中にも見ることが出来る。この大灯籠は、夜間には灯火を掲げ塩田越しの灯台として、船舶の安全に寄与した。



▲参道入口の大灯籠と奉獻された灯籠群

# 農業者年金に加入しませんか？

農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができ

きます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税の特例が用意されています

・支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

・保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

・将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が110万円までは非課税となります。

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ  
・周防大島町農業委員会（農林課）  
☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎03（3502）3942  
<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所



## 山口県立大学 令和4年度前期公開授業 受講生募集

山口県立大学では、大学生が受けている授業科目の一部を、広く地域の皆さんにも公開しています。学生と一緒に受講してみませんか。

授業科目	講師	開講期間	申込期限
アジア外交史	国際文化学部 教授 井竿富雄	4月上旬～7月上旬頃 (全15回)	3月28日(月) 午後5時必着
中国文学	国際文化学部 教授 川口喜治		
生命と生活の質特論 (大学院)	健康福祉学研究所 教授 吉村耕一 他	5月上旬～7月中旬頃 (全15回) ※4日間集中講義	4月14日(木) 午後5時必着

■受講料 各科目5,000円（各授業の第1回目、受付時にお支払いください）

■申込方法 ウェブサイト申込フォーム、郵送またはファックス

※応募多数の場合、期間内でも募集を締め切ることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、変更や中止の場合があります。

※詳細はウェブサイトをご確認いただくかお問い合わせください。

■問い合わせ 山口県立大学 地域共生センター ☎083（928）5622



ウェブサイトへ



# 周防大島町の話題



▲生徒一人一人が将来の決意と目標を表明。



▲生徒たちにエールを送る小泉選手。

## 立志の誓い

1月28日、周防大島中学校において、立志式が行われました。これは、日本で古くから行われていた成人を示す儀式「元服」にちなんで、数え年の15歳を祝う行事で、将来の決意や目標を表明することで、大人になる自覚を深めることを目的としています。

参加した2年生46人は、色紙に書いた誓いの言葉漢字一文字を披露し、将来の夢や目標に向かって努力することや取り組むことを強く述べました。

また、周防大島町出身で、昨年の東京2020オリンピック競技大会セーリング男子49erに日本代表として出場した小泉維吹選手の記念講演も実施されました。講演の中では、自分がやってみたいことを伝えること、何かを起こすことは自分の行動次第ではできるという、行動に移すことの大切さについての話がありました。

小泉選手は、「これから自分達がやっていきたいことに対して全力で取り組んでいてもらいたい」と生徒を激励しました。

## 献血にご協力を！

2月24日、大島・久賀地区において献血が行われ、43人にご協力いただきました。

献血された輸血用血液製剤の多くは、がん（悪性新生物）の患者さんに使用されています。

近年では、若年層の献血者が減少傾向にあり、輸血を必要としている方々を支えていくためには、各年齢層はもとより、若年層の協力がますます必要となります。皆さまのご協力をお願いします。



▲看護師さんと話しながら和やかな雰囲気での献血。

## 給水車配備

2月24日、周防大島町と「災害時等における応援協力に関する協定」を結んでいるフジ地中情報株式会社が、柳井地域広域水道企業団の日積浄水場に給水車を配備し、その配備式が実施されました。

給水車は、災害や断水を伴う事故などによる非常時の応急給水活動の充実を図るために配備されたもので、周防大島町や近隣市町に配備された給水車も含め、緊急時や災害時での活躍が期待されます。



▲周防大島町や柳井市、田布施・平生水道企業団の給水車も集結



## 2月6日執行 山口県知事選挙 周防大島町開票区結果

### ■投票結果

当日有権者数	13,369人
投票者数	6,409人
投票率	47.94%

### ■開票結果（届出順）

候補者名	政党名	得票数
ちば まり	無所属	859
村岡 つぐまさ	無所属	5,488

### 柳井健康福祉センター一定例保健事業

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	4月19日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	4月22日(金)	13:00～16:00

※相談は事前に電話予約が必要です。

☎柳井健康福祉センター ☎0820 (22) 3631

## 表彰

◆総務大臣表彰（令和2年国勢調査指導員）  
中元みどりさん（西屋代）



▲受賞の報告に訪れた中元みどりさん☎

◆公益社団法人母子保健推進会議会長表彰  
（多年にわたり地域母子保健の向上に寄与）  
周防大島町母子保健推進協議会

## 周防大島の玄関口「大島駅」



JR西日本の山陽本線が入線する対岸の大島駅は、日々の生活においても観光振興においても不可欠な周防大島の最寄り駅です。

大島連絡船が就航していた時代から周防大島の玄関駅としての役割を担い、大島大橋が架橋された後には国鉄バスと防長交通が当駅から周防大島の路線バス（大島線）として運行されていましたが、現在は国鉄バスを承継していた中国ジェイアールバスは撤退し防長交通の単独運行となっています。

周防大島観光協会では大島駅に關与した以下の業務を行っています。

- ・駅構内で観光パンフレットを配布
- ・サイクルオアシスとして自転車のバイクスタンドを設置
- ・周防大島路線バス等の発着場として駅前ロータリーの管理運営
- ・駅前月極駐車場の管理運営

このように観光振興の玄関駅としても重きを置いています。2020年度における大島駅の1日平均乗車人員は665人で、20年前の2000年と比べるとおおよそ半数にまで減少しています。

コロナ禍以降のマイクロツーリズムや、それに伴うマイカー利用率の向上など、地方鉄道は苦境の最中と存じますが、コロナ禍収束後のリベンジ旅行の機運が高まれば首都圏や関西圏からの誘客に大島駅は必要不可欠な存在となります。

現在もオミクロン株には予断を許しませんが、こんな時だからこそ周防大島の玄関口「大島駅」の活用について知恵を絞りたいと思います。



### 【大島駅月極駐車場のご案内】

周防大島観光協会では大島駅月極駐車場の管理運営を行っています。1カ月5,230円でご契約いただけますので、年度替わりのタイミングで通勤や通学等にご活用ください。

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎0820 (72) 2134

募 集

会計年度任用職員の追加募集（住宅環境改善支援事業）

- 採用予定人数 若干名
- 勤務場所 各総合支所窓口
- 勤務内容 住宅環境改善支援事業補助申請受付業務
- 勤務条件等
  - ・任用期間 4月15日～令和5年3月31日
  - ・勤務時間 午前9時～午後4時
  - ・勤務日 週2～3日程度
- 報酬等
  - ・時給 890円
  - ・通勤に係る費用弁償制度あり
- 登録申込書の請求方法
  - 登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。
- 申し込み方法
  - 登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け）を3月31日（木）（必着）までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員（住宅環境支援事業）登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れて、お送りください。（できるだけ簡易書留でお願いします）

■面接等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町小松126-2

総務課 消防防災班

☎0820（74）1000

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地の利用者募集します

本跡地を有効活用し、地域振興を図るため、施設の利用を希望する個人・団体等から利用計画を募集します。

■場所

周防大島町小松72-4ほか

■対象施設

温室作業室、温室1棟（ポイラー室含む）

■利用期間

7月1日～令和8年9月30日

■利用条件

基本的には無償貸付けとします。ただし、施設の維持管理費等は、利用者の負担とします。

■申し込み方法

申し込み書類を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、4月5日（木）（必着）までに郵送または直接お届けください。（<https://www.town.suo-shima.lg.jp>）

※詳しくは町ホームページをご覧ください

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町小松126-2

政策企画課 地域振興班

☎0820（74）1007

相 談

「表示登記の日」

無料登記相談会

■日時

4月1日（金）

午前10時～正午

午後1時～午後3時

■場所

田布施町商工会館（田布施町下田布施814-1）

■相談内容

土地（分筆・合筆、地目変更、土地の面積等の更正、土地の

境界について）／建物（新築・増築、取り壊し・分割・区分等）

■相談員

山口県土地家屋調査士会会員

■問い合わせ

山口県土地家屋調査士会

☎083（922）5975

お知らせ

就学援助費・就学奨励費交付申請

■対象

・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される方

・就学奨励費  
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で、就学援助を希望される方

※認定条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

■交付内容

学用品費、修学旅行費、学校給食費など

■申請期限

4月20日（木）（年度の途中で

も申請の受付を行います）が、認定となった場合は提出した

日から援助対象となります）

■申請方法

教育委員会学校教育課または各公民館へ、所定の様式により申請してください。（継続を希望される人も、改めて申請が必要です）

■申請に必要なもの

- ①印鑑②生計を同一にする世帯全員の令和3年度課税証明書（ただし、令和3年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません）③児童扶養手当証書の写し（該当者は必ず添付）④振込先口座

■問い合わせ

学校教育課 学校教育班

☎0820（78）2204

あなたの資産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。（縦覧無料）

■縦覧期間

4月1日（金）～5月31日（火）

（土日祝日は除きます）

■縦覧できるもの（固定資産課税台帳にかわるもの）

・土地価格等縦覧帳簿（所在、

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

地番、地目、地積、価格)

・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの

(1) 固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している方(ただし、土地のみを所有している方は、家屋の縦覧ができません。また、家屋のみを所有している方は、土地の縦覧ができません)

・必要なもの  
本人確認ができるもの  
(運転免許証等)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

(2) 納税者本人から委任を受け

た方  
・必要なもの  
委任状(または納税通知書等)

■問い合わせ

税務課 課税第2班  
☎0820(74) 1008

**野生のサルを見かけたら**

町内において、野生のサルの目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

(1) 近づかない。

(2) 目を合わせない。

(3) 大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与え

るような行動をしない)

(4) 絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。(※捕獲用のわな(箱わな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください)

■問い合わせ  
農林課有害鳥獣対策班  
☎0820(79) 1002

**鳥獣(イノシシ・カラス等)の「エサ場」をつくらないようにしましょう**

田んぼや畑に収穫しない農作物や野菜クズ等を放置している様子が見受けられます。

このような場所は、鳥獣にとって格好の「エサ場」として、鳥獣が頻繁に出没するようになり、自己の耕作地だけでなく、周囲の耕作地や宅地等へ

の被害を引き起こします。

収穫しない農作物や野菜クズ等は耕作地に放置せず、廃棄等して鳥獣の「エサ場」をつくらないようにしましょう。

■問い合わせ  
農林課有害鳥獣対策班  
☎0820(79) 1002

**令和4年度前期危険物取扱者試験**

■試験の種類  
甲種・乙種・丙種(甲種以外は誰でも受験できます)

■実施日  
6月18日(土)、19日(日)

■場所  
県内各市(柳井市では、6月18日に乙種第4類の試験)

■受験申請の手続き  
最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。電子申請もできますので、詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

■願書受付期間  
■書面申請  
4月8日(金)～4月21日(木)

■電子申請  
4月5日(火)～4月18日(月)

**試験準備講習会**

乙種第4類の試験準備講習会を5月19日(木)・20日(金)の2日間、中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜1578-8)で開催します。定員は30人で、受講料が必要となります。

※詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ  
柳井地区広域消防本部予防課  
☎0820(23) 7774

**警察官採用試験**

■試験区分  
警察官採用A試験(第1回)

■受験資格  
平成元年4月2日以降に生まれた方で、四年制以上の大学を卒業または令和5年3月31日までに卒業見込みの方

■受付期間  
4月11日(月)まで

■第1次試験  
5月8日(日)

※詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ  
柳井警察署警務課  
☎0820(23) 0110

**「柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設基本計画」(案)についてご意見を募集しています**

柳井地区広域消防組合は新庁舎建設を計画しています。

あらゆる災害に対応可能な施設、機能を備え、将来にわたる安全安心のまちづくりの実現に必要な防災・災害対応活動拠点となる庁舎の建設を実現するため、「柳井地区広域消防本部・柳井消防署新庁舎建設基本計画」の素案を作成しました。この素案について、皆さまのご意見を募集しています。

素案は、消防組合ホームページに掲載しています。また、消防本部総務課および町総務課でも閲覧できます。

■意見の提出方法  
3月25日(金)までに意見書(任意様式可)に氏名、住所、意見等を記載して、郵送、FAXまたは直接お届けください。

■提出先・問い合わせ  
〒742-0031  
柳井市南町五丁目4-1  
柳井地区広域消防本部 総務課

☎0820(23) 7772

FAX 0820(23) 4503

URL <http://www.yanai119.jp/>



国税専門官募集

■受験資格

(1)平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの人

(2)平成13年4月2日以降生まれで、大学を卒業した人（令和5年3月卒業見込み含む）、人事院が同等の資格があると認める人

■試験の程度 大学卒業程度

■受付期間

3月18日(金)～4月4日(月)

(原則インターネット)

※詳しくは、国税庁ホームページを確認するか、お問い合わせください。

(<https://www.nta.go.jp>)

■問い合わせ

・広島国税局人事第二課

☎082(2221)9211

内線3635・3743

・柳井税務署

☎0820(22)0277

労働基準監督官採用試験

■採用予定者数 約225人

■第1次試験日

6月5日(日)

■受付期間

3月18日(金)～4月4日(月)

申し込みはインターネットにより行ってください。

(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

※詳しくは、「労働基準監督官採用試験 厚生労働省」で検索するか、お問い合わせください。

■問い合わせ

山口労働局総務部総務課

☎083(995)0360

自衛官募集

◎一般幹部候補生

■応募資格

22歳以上26歳未満の方(20歳以上と22歳未満の方は、大学卒業(見込み含む)、修士課程修了者等(見込み含む)は28歳未満の方)

■受付期間 4月14日(木)まで

■第1次試験日

4月23日(土)、24日(日)

◎歯科・薬剤科幹部候補生

■応募資格

専門の大学卒業(見込み含む)20歳以上30歳未満の方(薬剤科は20歳以上28歳未満の方)

■受付期間 4月14日(木)まで

■第1次試験日 4月23日(土)

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22)8199

催し

シニア向け

スマートフォン教室

(※アンドロイド限定)

スマートフォンをまだお持ちでない方、使い始めた方への教室です。(参加無料)

■日時

5月13日(金)

午後1時30分～3時30分

■会場 柳井市文化福祉会館

■内容

(1)スマートフォンの基本操作

(2)便利なアプリの使い方や不

当請求について

■講師 KDDI(株)認定講師

■対象 60歳以上の方

■定員

20人(事前予約制・先着順)

■申込期間

3月22日(火)～4月28日(木)

■その他

筆記用具をお持ちください。当日はこちらで準備した

アンドロイドOSのスマートフォンを使用します。(ご自身の

のスマホは使用できません)

■申し込み・問い合わせ

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

柳井警察署だより

☎0820(72)0110  
☎0820(23)0110

地域で子供を見守る活動の推進

県内では、子供に対する犯罪や、その前兆となる声かけ事案等が多く発生しています。新学期を迎えるにあたり、地域の防犯力を高めて子供を犯罪の被害から守りましょう。

「ながら見守り」にご協力を！

現在、各地域で防犯ボランティア団体が結成され、通学路や子供の遊び場などに対する見守り活動が行われていますが、子供を犯罪被害から守るためには、より多くの地域の皆さんの協力が必要です。

そこで、地域の皆さんは散歩や買い物等の日常生活をしながら、事業者の方は事業活動をしている中、防犯の視点を持って子供を見守る「ながら見守り」を行いましょ

「ながら見守り」のポイントとは？

声かけ事案等は登下校時間帯の通学路上で多く発生していますので、こうした時間帯、場所での子供の見守りが効果的です。万が一、子供が被害に遭っているのを見た、子供が助けを求めてきたときは、すぐに110番通報しましょう。



時刻および運賃改正のお知らせ

4月1日から、伊保田港を発着するフェリーの時刻および運賃改正を実施します。運賃等詳細につきましてはお問い合わせください。お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

【柳井→伊保田→三津浜】

柳井港 (発)	伊保田港 (着・発)	三津浜港 (着)
7:00	8:10	8:15
12:25	13:40	13:45
17:50	19:05	19:10

【三津浜→伊保田→柳井】

三津浜港 (発)	伊保田港 (着・発)	柳井港 (着)
9:40	10:47	10:52
15:05	16:12	16:17
20:30	21:37	21:42

■お問い合わせ 周防大島松山フェリー株式会社

☎ 0820 (75) 1575

未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、ハローワークは、最後まで皆さんを支援し続けます。就職活動の進め方について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

また、応募書類の書き方や面接対策の相談もお受けしますので、積極的にハローワークをご活用ください。

■問い合わせ ハローワーク柳井 学卒担当

☎ 0820 (22) 2661



子どもと寄り添う時間を大切に

令和3年度も、今月で終わりですね。卒業・卒園を迎え、保護者の方も、4月からの新しい生活に向けて、何かと忙しい日々を送られていることでしょう。

今年度を振り返ってみると、やはり新型コロナウイルス感染症に悩まされた一年でした。小さなお子さんのいるご家庭は、何かと気をつかうことも多く、子育ても大変だったのではないのでしょうか。わが家も感染症対策のため、不要不急の外出は控えるとなれば、休日は自宅を過ごす時間も長く、「お母さん何をしたらいいの？」が子どもたちの口癖でした。外遊び、ぬりえやレゴブロック…、でも結局最後はタブレットで動画を見たり、ゲームに集中する始末。こんな生活がずっと続

くと子どものためによくはないと思いつち、通い始めたのが図書館でした。

絵本を10冊借りてきて、家で子どもと一緒に読むのですが、色彩豊かな本の世界にうっとりしたり、おもしろい結末にみんなでクスクス笑ったり。絵本は動画と違い、子どもの反応を見ながら読み方に変化をつけることができます。また個人差はありますが、5〜6歳ぐらいになると、ひらがなが徐々に読めるようになり、大人の真似をしながら絵本を

読んでくれます。そして何よして、親子で感情を共有することは、ことばの発達にすごく大切だと感じています。以前、仕事で関わりのあった小学校の先生が、子どもは、聞く↓話す↓読む↓書くの順番で能力を身に付けていくので、聞くこと、話すことが普

段の生活の中で十分にできていけば、読むこと、書くことにつながると教えてくれたことがあります。

また、ひらがなに興味がなくて悩んでしまう方もいらっしやるかと思いますが、子どもが好きなことで覚えるといこともアドバイスしてくれました。たしかに、魚や恐竜が大好きだった長男は、図鑑を何度もめくって、次男はお気に入りのキャラクターの名前を知りたくて、字に興味を持ちました。

きっかけは何であれ、子どもはその物に対して関心があれば、覚えようとする力が湧いてくるようです。家で過ごす時間が長い今だからこそ、子どもが何に興味を持っていくのか、大人が子どもに寄り添ってみることが大事なのかもしれません。

周防大島町保健師 中本 奈美  
 子育て世代包括支援センター Ohana  
 ☎ 0820 (73) 5511

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8：30～17：15（休日を除く）  
 〇山口市地方方法務局岩国支局 ☎ 0827-43-1125

特設人権相談所

4月7日（木） 9：30～12：00（久賀総合センター）  
 〇福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505

休日在宅当番医 9：00～17：00

3月21日（月） 野村医院 ☎ 76-0017  
 3月27日（日） 安本医院 ☎ 73-0822  
 4月3日（日） しまかぜ在宅支援診療所  
 ☎ 78-2533  
 4月10日（日） おげんきクリニック ☎ 74-2490  
 4月17日（日） 山中医科歯科クリニック  
 ☎ 72-0152

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています  
 大島病院 ☎ 74-2580 / 東和病院 ☎ 78-0310

育児相談

3月24日（木） 10：00～11：30  
 （しまとびあスカイセンター）  
 4月8日（金） 10：00～11：30（日良居庁舎）  
 4月19日（火） 10：00～11：30  
 （久賀福祉センター）  
 〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎ 73-5511

認知症相談

4月7日（木） 9：00～16：00（日良居庁舎）  
 〇地域包括支援センター ☎ 73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）  
 10：00～12：00 / 13：00～16：00  
 ※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）  
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。  
 〇岩国年金事務所 ☎ 0827（24）2222

ちよび塩の日PR活動

4月8日（金） 11：00～13：00  
 （セブンイレブン周防大島久賀店）  
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504

固定電話のIP網への移行で  
注意すること！

【相談】


大手電話会社の子会社を名乗る事業者から「2024年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えなにか」と電話があった。この事業者が言っていることは本当か。

【アドバイス】

NTT西日本は、2024年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴う電話会社内の設備の切り替えを予定しているが、これに便乗し悪質な販売勧誘をする業者もいるので、注意するよう助言した。

【ワンポイント講座】

IP網への移行に際し、設備の切り替え工事は不要です。現在使用中の電話機や電話番号については、そのまま使うことができます。また、「電話加入権」「INSサービス利用権」についても、名称や内容に変更はありません。事業者からの販売勧誘は、うのみにせず、よくわからなければ、その場で返事をしないようにしましょう。不審な点は、NTT西日本に問い合わせると良いでしょう。不安に思った時は、柳井地区広域消費生活センター等にご相談ください。



【相談窓口】

柳井地区広域消費生活センター  
☎ 0820-22-2125

山口県消費生活センター  
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。



このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

### 人の動き (3月1日現在) ※増減は対前月比

人口	14,702人	(58人減)
男(日本人)	6,791人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉                  増：出生 4人                  転入 32人 小計 36人                  減：死亡 57人                  転出 36人 小計 93人</small>
女(日本人)	7,812人	
外国人	99人	(1人減)
世帯数	8,501戸	(42戸減)

### 過去5年の人の動き (各年12月31日現在)

人(戸)数	H 29	H 30	H31・R1	R 2	R 3
人口	16,756	16,320	15,775	15,242	14,808
男(日本人)	7,646	7,472	7,257	7,009	6,847
女(日本人)	9,022	8,758	8,413	8,127	7,859
外国人	88	90	105	106	102
世帯数	9,438	9,266	9,040	8,790	8,565

### 周防大島町交通事故発生状況 (令和4年1月末現在)

人身交通事故 (前年比)		
件数	死者	傷者
2 (+2)	0 (±0)	2 (+2)
物損事故件数		
17	前年比	-6

### 過去5年の状況 (各年12月末現在)

人(件)数	H 29	H 30	H31・R1	R 2	R 3
人身事故	32	32	27	19	13
死者	1	1	0	0	2
傷者	46	39	39	31	18
物損事故	280	319	325	302	292

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

## 食推おすすめレシピ♪

### 材料（4人分）

ほうれん草 ……100g	A {	酢 …… 大さじ1
しめじ ……100g		砂糖 …… 大さじ1
えのき ……100g		塩 …… 小さじ1/4
にんじん ……40g		ごま …… 大さじ4

### 作り方

- 1 しめじとえのきは石づきを切り落として、えのきは半分の長さに切る。
- 2 にんじんはせん切りにする。
- 3 耐熱皿に1、2を広げて入れる。フライパンに薄く水をはり、皿ごとのせて、フタをして中火にかけ、2～3分蒸す。
- 4 ほうれん草は別の鍋で茹でて、冷水にとり、水気をしっかり絞って3cm長さに切る。
- 5 ボウルにAを合わせ、3、4を和える。



きのこ類は茹でるよりも蒸すことでうま味が逃げず、また酢の酸味やごまの風味で調味料が控えめでもおいしく仕上がります。野菜がたっぷり食べやすいメニューです。

### 【1人分の栄養素量】

エネルギー 82kcal、たんぱく質 3.8g、脂質 5.2g、食物繊維 4.0g、食塩相当量 0.4g

ほうれん草ときのこのごま酢和え